

各種規定の変更について

商品改定に伴い、規定を一部変更いたしました。
変更箇所は以下のとおりです。

1. 変更対象規定

総合口座取引規定・自由金利型定期預金（M型）規定 単利型（スーパー定期）
自由金利型定期預金（M型）規定 複利型（スーパー定期）・自由金利型定期預金規定（大口定期）
退職金専用定期預金「ハッピーステージ」規定・「株主さまご優待定期預金」規定
年金予約者専用定期預金「しあわせ賛歌1」規定・年金受給者専用定期預金「しあわせ賛歌2」規定
「ポイントサービス専用定期預金」規定・「運転免許自主返納応援定期預金」規定・期日指定定期預金規定
坊っちゃん自由定期預金規定・マドンナ長期定期預金規定・通知預金規定（証書式）
変動金利定期預金規定 単利型・変動金利定期預金規定 複利型

2. 変更点

	現 行	変 更 後
総合口座	14.（解約等） （1）普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払って下さい。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の 証書（通帳） を発行します。	14.（解約等） （1）普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払って下さい。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の 通帳 を発行します。
総合口座以外	（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、 証書と引換えに（通帳式の場合は、通帳の当該受入れの記載を取り消したうえ）、 当店で返却します。 （届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等） （1）証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 （2）証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは 証書（通帳）の再発行は、 当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 （3）預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。	（証券類の受入れ） （1）変更なし （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、 通帳の当該受入れの記載を取り消したうえ、 当店で返却します。 （届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等） （1）変更なし （2）証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは 通帳の再発行は、 当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 （3）変更なし
	以上	以上

3. 変更日

2022年1月20日（木）

以上